

## 飯舘村薬局公募要件

### 1 薬局開設者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 公的な処分、処罰を受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年 法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年 法律第225号）の規定による更生手続き開始の申し立てが行われた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年 法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団やその構成員及びその統制の下にある者でないこと。
- (5) 地域に根ざし在宅医療や地域包括ケアに積極的に取り組む経営理念を有する企業等であること。
- (6) 自主財源により継続して運営ができること。
- (7) 法人にあっては本社所在地が福島県であることが望ましい。

### 2 薬局施設の概要

- (1) 飯舘村が薬局施設を所有しており、当該開設者は無償で土地及び建物を借り受けることができる。
  - ・平屋建て一棟（相馬郡飯舘村伊丹沢字山田380）  
別紙平面図及び写真参照
  - ・駐車場あり（5台程度駐車可能）
  - ・電気、水道完備。なお、公共料金等は事業者が支払うこと。
- (2) 当該施設は、震災前民間企業が所有していたが、震災後村が譲り受けたものであり、現状での賃貸となる。  
なお、施設をリフォームしたい場合、村に相談し合意が得られれば、実施できるが、費用は事業者が負担すること。  
（リフォーム費用については、県補助金の活用が可能（補助率4/5））
- (3) 調剤台、分包機、レセプトコンピューター等は備え付けられていないため、開設者が設置すること。なお、設置にかかる費用は事業者が負担すること。（設置費用については、県補助金の活用が可能（補助率4/5））

### 3 周辺環境

- (1) 村役場、診療所、認定こども園・小中学校、特別養護老人ホーム、地域包括支援センター、飯舘村サポートセンターなど多くの保健・介護関連施設が付近にある。
- (2) 近隣に賃貸住宅がないため、福島市内及び近隣地域からの通勤が必要となる。（民間アパート再開予定、公営住宅（条件付き・賃貸可能））

### 4 営業日・営業時間（希望日時）

月曜日～金曜日（9：00～17：00）

### 5 業務体制

- (1) 管理薬剤師：1名（常勤）
  - ・管理薬剤師不在時は必要に応じて勤務薬剤師を派遣できること。
  - ※ 一般社団法人福島県薬剤師会の会員が開設者となる場合は、一般社団法人福島県薬剤師会の協力による薬剤師派遣体制あり。  
ただし、やむを得ない場合に限り。
  - ・放射線ファーマシスト研修終了者であることが望ましい。
  - ・普通自動車運転免許要
  - ・住民への対応は同一の者が行うのが望ましい。

- (2) 事務員：1名（常勤）
- ・ 保険請求業務経験者且つ登録販売者試験合格者が望ましい。
  - ・ 普通自動車運転免許要
- 6 店舗内業務（調剤業務を除く）
- (1) 一般用医薬品（要指導医薬品を含む）の販売  
（健康サポート薬局で取扱うことが推奨されている基本的な薬効群の医薬品を取扱うことが望ましい）
  - (2) 介護関連用品、衛生用品の販売
  - (3) 健康相談業務
  - (4) その他必要な業務
- 7 店舗外業務
- (1) 飯舘村からの委託事業（委託料：1,556千円（見込み））
    - ① 集会所等での健康サロン（薬の正しい使い方教室）の開催  
※開催回数：12回程度
    - ② 村民宅への見守り・残薬整理業務  
※訪問件数：125件程度
  - (2) 在宅・居宅訪問薬剤管理指導業務
  - (3) 学校薬剤師業務
  - (4) その他必要な業務
- 8 必要となる免許等
- ・ 薬局開設許可
  - ・ 麻薬小売業免許
  - ・ 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可
  - ・ 保険薬局指定
  - ・ 訪問薬剤管理指導業務届
- 9 開局日  
薬局は平成30年度中に開局すること。（可能な限り早い時期が望ましい。）
- 10 村内の診療所概要  
診療所名：いたてクリニック  
診療科：総合診療科  
診療日：火曜日、木曜日 9：00～12：00  
処方せんの応需見込み：8枚／日（平成29年度の実績）